

令和 8年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱を次のように定める。

姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の戸建て住宅において太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入しようとする者に対する補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び市長が別に定める添付書類を、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、申請書を提出するに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、申請者が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。この場合において、市長は、仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めない場合は、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業者の遵守事項)

第5条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この要綱を遵守すること。

(2) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条第3項の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第7条 市長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ(当該変更が第2号に掲げるものであるときは、市長が指定する期日までに)、姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更交付申請書(様式第4号)に市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)
- (2) 第4条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更
- (3) 前2号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第10条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業遂行困難状況等報告書（様式第8号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（補助事業の完了の届出）

第11条 市長は、補助事業者へ、補助事業が完了したときにその旨を届け出るよう求めることがある。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。）は、市長が指定する期日までに、姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金実績報告書（様式第9号）及び市長が別に定める添付書類を市長に提出しなければならない。

（是正命令等）

第13条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者へ命ずることができる。

2 前項の規定は、第10条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

（額の確定）

第14条 市長は、補助事業の完了に係る第12条に規定する実績報告（当該実績報

告に対し前条第1項の規定により措置が命じられたときは、同条第3項に規定する実績報告)があった場合において、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金額確定通知書(様式第10号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額(第8条第2項の規定により変更された場合は、同項の規定により通知された金額)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第15条 市長は、前条第1項の額の確定を行った後、補助事業者から提出される姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金請求書(様式第11号)により補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助事業者に対して行った交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び補助事業に係る他の要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを決定したときは、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者の名称その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の市長が必要と認める場合に行うものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第14条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第18条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、その処分制限期間の間、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸し付け若しくは担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）（以下「財産処分等」という。）をする場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、財産処分等承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、財産処分等承認通知書（様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

（暴力団等の排除）

第21条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 補助事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

2 補助事業者は、補助事業及び間接補助事業を行うに当たっては、当該補助事業及び間接補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

（監査）

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施の適否及びその成果に関し、監査できるものとする。

（補則）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 市長及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国又は兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年5月8日から施行する。